

令和 6 年 度

にかほ市職員（消防吏員）採用試験

受 験 案 内

- 受付期間 令和 6 年 7 月 16 日（火）～8 月 22 日（木）
- 試験日 （第 1 次試験）令和 6 年 9 月 22 日（日）
- 試験場 にかほ市象潟公民館[にかほ市象潟町字狐森 31 番地 1]
- 問い合わせ にかほ市消防本部 総務課
申込み請求 TEL 0184-38-2311
受験申込み 〒018-0311 秋田県にかほ市金浦字館ヶ森 152 番地

にかほ市職員（消防吏員）採用試験を次のとおり行います。

1. 試験区分及び採用予定人員

試験区分	職種	採用予定人員	職 務 内 容
高校卒	消防吏員	若干名	消防署の消火、救急及び救助業務等並びに 消防本部の消防事務等に従事します。

2. 受験資格

（1）、（2）の資格を有し、（3）の欠格事項のいずれにも該当しない者であれば受験できます。

（1）

受 験 資 格
平成 6 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までに生まれた者。

*** 大学卒・短大高専卒の方も受験できます。**

(2) 身 体

ア 身長は、男性はおおむね160cm以上、女性はおおむね155cm以上、体重は男性はおおむね50kg以上、女性はおおむね45kg以上、胸囲はおおむね身長の2分の1以上であること。

イ 視力（矯正視力を含む）は、両眼で0.7以上、かつ一眼でそれぞれ0.3以上であること。なお、裸眼視力に制限はありません。
色覚が正常であること。

ウ 聴力は、両耳とも正常であること。

エ 言語応答が明瞭で、十分な発声ができること。

オ 職務遂行に支障がなく、健康であること。

(3) 欠格事項

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない者

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 本消防本部職員又は、にかほ市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3. 採用条件

採用後にかほ市に在住できる者で、普通自動車運転免許証を所有し、かつ受験資格年限に達したら速やかに大型自動車運転免許証を取得するものとする。（但し、高等学校卒業見込みの者で、普通運転免許証を所有していない者は、採用後十二ヶ月以内に取得しなければならない。）

4. 試験の方法

試験は第1次試験、第2次試験及び資格調査とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対してのみ行います。

(1) 第1次試験

試験区分	試験種目	方 法
高校卒	教養試験	高等学校卒業程度の一般的知識・知能についての筆記試験を行います。
問題形式		出 題 分 野
5 肢択一式 40 題・2 時間		時事、社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能

(2) 第2次試験

試 験	方 法
口述試験	個別面接及び集団討論等により主として人物について試験を行います。
作 文	主として文章表現力等について試験を行います。
身体検査	運動試験を実施します。また、提出を求める健康診断書により職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行います。
適性検査	地方公務員としての適性について検査を行います。

(3) 資格調査

資格調査	受験資格の有無及び申込書記載事項の真否について調査します。
------	-------------------------------

5. 試験日時及び場所

区 分	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験
日 時	令和 6 年 9 月 22 日 (日)	第 1 次試験合格者に通知します。
受付開始	午前 9 時	
試験説明	午前 9 時 45 分～午前 10 時	
教養試験	午前 10 時～正午	
場 所	にかほ市象潟町字狐森 31 番地 1 にかほ市象潟公民館	

※試験説明開始時刻に遅れた場合は受験できません。

また、試験中の携帯電話の使用（時計代わりの使用を含む）は認めません。

6. 合格者発表

第1次試験合格者発表	令和6年10月2日（水）	市役所各庁舎前掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。
最終合格者発表	令和6年10月下旬	

7. 合格から採用までの経路

- （1）最終合格者は任用候補者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。
- （2）この名簿からの採用は、令和7年4月以降の予定です。

8. 給 与

初任給は原則として現行では177,112円ですが、学校卒業後の経験年数のある者にはそれに応じてさらに増額されます。このほか「にかほ市一般職の職員の給与に関する条例」の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当が支給されます。

9. 受験手続及び受付期間

（1）申込用紙の請求

申込用紙はにかほ市消防本部に請求してください。郵便で請求する場合は封筒の表に、「**にかほ市職員（消防吏員）採用試験申込用紙請求**」と朱書きし、簡易書留で郵送ください。 ※普通郵送の事故には対応できません。

（2）申込手続

- ① 申込書及び自己紹介書に所要事項を全部記入し、申込書の受験票部分には最近撮影した上半身、脱帽、正面向き、縦6センチ、横4.5センチの写真1葉を貼って、にかほ市消防本部総務課宛に提出してください。
- ② 郵送で申し込む場合は、①と同じものを、封筒の表に「**にかほ市職員（消防吏員）採用試験申込**」と朱書きして簡易書留で郵送ください。 ※普通郵送の事故には対応できません。なお、受験日の1週間前までに受験票が届かない場合は、必ずお問い合わせください。

（3）受付期間 令和6年7月16日（火）～8月22日（木）

申し込みは土曜日、日曜日、祝祭日を除く午前8時30分から午後5時まで、郵送の場合は令和6年8月22日まで着信のものに限り受け付けします。

(4) 提出書類等

- ① 申込書及び自己紹介書 各1部 (所定の用紙を使用すること。)
自己紹介書は人物判定の資料とするので、自己を最大限表現できるように記載すること
- ② 受験料 不要

10. 試験結果の開示

- (1) にかほ市個人情報保護条例第16条第1項の規定により、本人が口頭で開示を請求することができます。
- (2) 電話やはがき等による請求はできません。
- (3) 受験者本人が本人であることを証明する書類(運転免許証等)を持参の上、土曜日・日曜日・祝祭日を除く午前8時30分から午後5時までの間に、にかほ市消防本部総務課に直接おいでください。
- (4) 第1次試験の開示は、不合格者に対してのみ行い、第1次試験の総合点数及び総合順位とし、第1次試験合格発表の日から1か月間とします。
- (5) 第2次試験の開示は、第2次試験受験者に対して行い、第2次試験の総合点数及び総合順位とし、最終合格発表の日から1か月間とします。

11. その他

- (1) 申し込みを受理した場合、申込者に対し受験票を交付します。

※ 申込用紙の請求・申込手続きを郵送でおこなう場合は、簡易書留をお勧めします。普通郵便の事故には対応できません。

問い合わせは 電話 0184-38-2311 にかほ市消防本部 総務課

にかほ市 職 員（消 防 吏 員）採 用 試 験 会 場

にかほ市象潟公民館（にかほ市象潟町字狐森 31 番地 1）

